

◎新潟県告示第230号

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による河川区域の指定（昭和50年新潟県告示第370号）を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 水系名 一級河川信濃川水系
- 2 河川名 笠堀川（ダム）
- 3 指定区間 笠堀ダム貯水池全面
- 4 指定区域
関係図面のとおり（笠堀ダム区域図第1号図及び第2号図に変更）
- 5 変更年月日 平成30年3月9日